

令和 7 年第 2 回臨時会

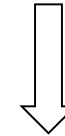
議案関係資料

番 号	件 名	ページ
承認第 1 号	令和 6 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について	1
議案第 2 1 号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について	2～15
議案第 2 2 号	財産の取得について	16

令和6年度 ふるさと納税 補正予算【専決】

基金積立 229,597,600 円

基金	教育振興基金	文化振興基金	豊かな環境等 創成基金	福祉基金	食と農業	ふるさと活性化基金	一般寄附金 (CF分③含む)	クラウドファンディング (CF分②)補助金 (まちづくり推進費)	合計
予算	32,000,000 円	14,000,000 円	31,000,000 円	35,000,000 円	31,000,000 円	45,000,000 円	432,000,000 円	80,000,000 円	700,000,000 円
3月専決	3,000,000 円	0 円	-2,000,000 円	8,000,000 円	60,000,000 円	-27,402,400 円	-236,000,000 円	0 円	-194,402,400 円
合計	35,000,000 円	14,000,000 円	29,000,000 円	43,000,000 円	91,000,000 円	17,597,600 円	196,000,000 円	80,000,000 円	505,597,600 円
割合	6.9%	2.8%	5.7%	8.5%	18.0%	3.5%	38.8%	15.8%	100.0%



寄附金総額 505,597,600 円			
CF補助金	基金積立金	一般寄附金(経費充当、保育料無料化分)	
80,000,000 円	229,597,600 円	196,000,000 円	繰越明許費 (返礼品報償費・運搬料等) 3,249,000 円

経費総額	193,000,000 円
(内通常経費分)	154,402,589 円
(内CF経費分)	38,597,411 円
保育料無料化分	3,000,000 円

クラウドファンディング内訳

①CF寄附額	200,502,600 円
②補助金40%	80,000,000 円
③経費分	38,597,411 円
④残(積立分)	81,905,189 円

中札内村税条例の一部を改正する条例の改正概要

1 賦課徴収関係

(1) 公示送達

【第18条関係】

○省令改正に合わせて改正

- ・公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正

※法第20条の2第2項

施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行日

【公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年3月31日公布、令和8年6月30日まで）】

(2) 納税証明書事項

【第18条の3関係】

○規定の整備

- ・第18条の改正に伴う規定の整備

※規則第1条の9

施行日：地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行日

【（1）と同じ】

2 村民税関係

(1) 所得控除

【第34条の2関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・所得割の控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加

※法第314条の2第8項

施行日：令和8年1月1日

(2) 村民税の申告

【第36条の2第1項関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・特定親族特別控除の創設に伴う、給与所得者又は公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備（特定親族特別控除を追加）

※法第317条の2第1項

施行日：令和8年1月1日

凡例

【第0条】：中札内村税条例

法：地方税法

法附則：地方税法附則

規則：地方税法施行規則

(3) 村民税の申告

【第 36 条の 2 第 10 項関係】

○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正

・項ズレの反映

※法第 317 条の 2 第 9 項

施行日：令和 8 年 1 月 1 日

(4) 個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書

【第 36 条の 3 の 2 第 1 項関係】

○法律改正にあわせて改正

・扶養親族等申告書の記載事項について、特定親族の氏名を追加

※法第 317 条の 2 第 9 項

施行日：令和 8 年 1 月 1 日

(5) 個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書

【第 36 条の 3 の 3 第 1 項関係】

○法律改正にあわせて改正

・特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備（特定親族の追加）

※法第 317 条の 3 の 3 第 1 項関係

施行日：令和 8 年 1 月 1 日

(6) 施行規則第 15 条の 2 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出

【第 63 条の 2 関係】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正

・項ズレの反映

※法第 352 条

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

3 固定資産税関係

(1) 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合

【附則第10条の2関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・第14項（法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。）の削除

※法附則第15条

施行日：令和7年4月1日

4 軽自動車税関係

(1) 種別割の税率

【第82条関係】

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正

※法第463条の15第1項

施行日：令和7年4月1日

車種	税率
第1種一般原付 (総排気量 0.05L 又は定格出力 0.6kW 以下)	2,000 円
第1種一般原付【改正】 (総排気量 0.125L 以下かつ最高出力 4.0kW 以下)	2,000 円
第1種特定原付 (最高速度 20km/h 以下、定格出力 0.6kW 以下、車体の長さ 1.9m 以下、車体の幅 0.6m 以下等の要件を全て満たしたもの。電動キックボード等)	2,000 円
第2種 乙 (総排気量 0.09L 又は定格出力 0.8kW 以下)	2,000 円
第2種 甲 (総排気量 0.125L 又は定格出力 1.0kW 以下)	2,400 円
ミニカー (総排気量 0.02L 超過 0.05L 以下又は定格出力が 0.25kW 超過) (三輪以上で車室を備えたもの)	3,700 円

(2) 種別割の減免

【第 89 条第 2 項関係】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正

- ・項ズシの反映

○法律改正にあわせて改正

- ・軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備

※法第 463 条の 23

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

(3) 身体障害者等に対する種別割の減免

【第 90 条第 2 項及び第 3 項関係】

○道路交通法改正に伴う改正

- ・マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備

※法第 605 条の 2

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

5 たばこ税関係

(1) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例

【附則第 16 条の 2 の 2 関係】

○法律改正に伴う新設

- ・加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例

※法附則第 30 条の 3、令附則第 15 条の 2 の 6 及び令附則第 15 条の 2 の 7

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

6 特別土地保有税関係

(1) 特別土地保有税の減免

【第 139 条の 3 関係】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正

※法第 605 条の 2

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

7 入湯税関係

(1) 入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告

【第 147 条関係】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正

※法第 605 条の 2

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

中札内村税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○中札内村税条例	○中札内村税条例
(公示送達)	(公示送達)
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____ _____ _____中札内村公告式条例（昭和25年条例第50号）第2条に規定する掲示場に <u>掲示して行う</u> _____ものとする。	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を</u> 中札内村公告式条例（昭和25年条例第50号）第2条に規定する掲示場に <u>掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u> の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。
(納税証明事項)	(納税証明事項)
第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第18条の3 <u>施行規則</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により、種別割を滞納している場合においてその旨とする。
(所得控除)	(所得控除)
第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額 <u>又は扶養控除額</u> を、前年の合計所得金額が	第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、 <u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u> を、前年の合計所得金額が

改正前	改正後
2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (村民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額</u> _____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき	2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (村民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額<u>若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))</u>の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき

改正前	改正後
金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りではない。	金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りではない。
2～9 略	2～9 略
10 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	10 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第36条の3の2 略	第36条の3の2 略
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
(3) 扶養親族_____の氏名	(3) 扶養親族 又は特定親族 の氏名
(4) 略	(4) 略
2～6 略	2～6 略
（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるもの	第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるもの

改正前	改正後
に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。) _____	に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円</u>
_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 扶養親族_____の氏名 (4) 略 2～5 略	_____を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～5 略
(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略	(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略

改正前	改正後
2 略 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 略 (2)～(3) 省略 (種別割の減免) 第89条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しな	2 略 (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)<u>又は</u> 定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)<u>又は</u> 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 略 (2)～(3) 省略 (種別割の減免) 第89条 略 2 略 (1) 略 (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しな

改正前	改正後
い者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力_____ _____ (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、村長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は</u>_____身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>を提示</u> _____ _____ _____ _____するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減	い者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3)～(4) 略 (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(8) 略 3 略 (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、村長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは</u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示</u>するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減

改正前	改正後
法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)～(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～13 略 <u>14 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>15 略</u>	法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)～(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2～13 略 <u>14 略</u> <u>(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)</u> <u>第16条の2の2 令和8年4月1日以降に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)</u> <u>が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、</u> <u>第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条</u> <u>において同じ。)</u>に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項 <u>の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</u> <u>に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻た</u> <u>ばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)</u>の本数によるものとする。 <u>(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)</u> <u>を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので</u> <u>巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを</u> <u>施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱すること</u> <u>によって喫煙の用に供されるものに限る。)</u> 当該加熱式たばこの重量 <u>(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係</u> <u>る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)</u>の0.35

改正前	改正後
	<u>グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>

財産の取得について

議案 番号	業務名	譲受先	品目	納入期限	取得価格
2 2	総合行政システム機器譲渡業務	北海道市町村備荒資金組合	総合行政システム機器	契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで	18,909,000 円 に年 1.1 パーセントの利率で計算した利子を加えた額

(参 考)

見 積 業 者
・アートシステム株式会社帯広支店